福祉環境委員会

令和6年2月26日(月) 時 分~ 時 分 第 2 委 員 会 室

【委員】三浦委員長、肥後副委員長、 柳楽委員、串﨑委員、上野委員、布施委員、川神委員

【執行部】

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、河内地域福祉課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、小松環境課長

[上下水道部] 佐々木上下水道部長、右田水道管理課長

【事務局】久保田書記

議題

- 1 所管事務調査事項について
- 2 3月6日(水)の委員会審査日程等について
- 3 その他
- 4 重要案件の意見交換会の案件見直しについて(委員間で協議)
- 5 行政視察を終えて(委員間で協議)
- (1) 委員派遣報告書の作成について
- (2) 行政視察レポートの作成について

3月6日(水)10時開催の福祉環境委員会における予定議題

- 1 陳情審查
- (1) 陳情第124号 訪問入浴介護サービスの存続を求める陳情について
- 2 議案第 12 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例について
- 3 議案第14号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 4 執行部報告事項
- 5 所管事務調査
- 6 その他
- 7 行政視察レポートについて(委員間で協議)

陳情番号	124			
付託先委員会	福祉環境委員会			
審査結果等				

浜田市議会議長 笹田 卓 様

陳 情 書

訪問入浴介護サービスの存続について

令和5年12月18日



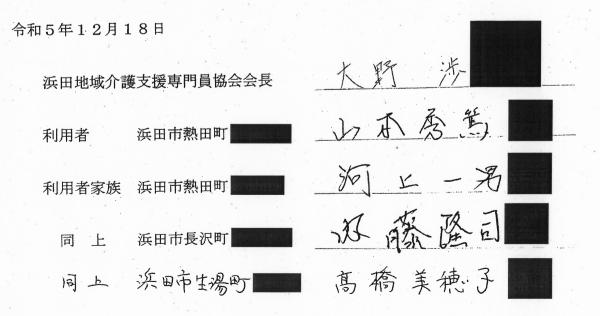
浜田市及び浜田市社会福祉協議会におかれては、実施されている訪問入浴介護サービスを令和6年3月末をもって廃止するとの方針を示されていますが、このサービスを利用している家族の方から「どうしても存続してほしい」との声が寄せられています。

浜田市には、要介護3以上の要介護者が約1,600人おられ、推計すると約700人が施設への入所、残り約900人が在宅介護であり、在宅介護サービスを充実することはあっても、それの利用制限や廃止することは介護サービスの低下につながります。

現在、このサービスを利用している要介護者の方は7名とされていますが、現行でも、週1回のみ、月2~3回のみのサービス利用にとどまっており、要介護者の生活を考えると週数回のサービス利用は必要です。このようなサービスの削減や事業の廃止は人員体制に原因があるとされていますが、介護保険者として行政の責任において、人員を確保しサービスを維持充実させるなどの支援が必要です。

この訪問入浴介護サービスに代わるサービスはなく、何より廃止により在宅 介護サービスの低下が懸念され、介護度の重度化にもつながります。人の尊厳と しても要介護者にとって在宅介護を望む方は多く、家族も家庭での介護を希望 される状況にあり、そのことを叶える介護サービスの存続は必要であり、そのこ との責任は、介護保険を運用する浜田市にも、公益的な役割を担い介護サービス を実施する社会福祉協議会にもあります。

つきましては、要介護者、その家族の思いをしっかり受け止め、訪問入浴介護サービスの存続とその充実を図られるようお願い申し上げます。



総務文教委員会 委員長 芦 谷 英 夫 様 福祉環境委員会 委員長 三 浦 大 紀 様 産業建設委員会 委員長 川 上 幾 雄 様

議会運営委員会 委員長 柳 楽 真智



重要案件の意見交換会の案件の提出について

このことについて、令和6年2月19日の議会運営委員会において浜田市議会基本条例第22条に規定されている標記意見交換会の案件について見直すことを決定しました。

つきましては、下記をご確認の上、3月8日(金)までにご回答をお願いします。

なお、提出された案件は、重要案件の意見交換会実施要領の規定に基づき、 議会運営委員会で協議の上、決定します。

記

- 1 提出案件数 2~3件
- 2 提出案件の制限 特になし(現在の案件を継続することも可能です。)

以上

○浜田市議会重要案件の意見交換会規程

平成24年12月21日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34号。以下「基本条例」という。)第22条の規定により開催する重要案件の意見交換会 (以下「意見交換会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとす る。

(意見交換会の案件)

第2条 意見交換会において市民と意見を交換する案件(以下「意見交換会案件」という。)は、市政に関する重要な案件のうちから、議会運営委員会において決定する。

(意見交換会の開催)

- 第3条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会に諮り、適当と認めるときは、意見交換会を開催するものとする。
 - (1) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会から意見交換会の開催の要請があったとき。
 - (2) 次条第2項の規定による申込みがあったとき。
 - (3) その他議長が必要があると認めるとき。

(市民からの開催の申込等)

- 第4条 基本条例第22条第2項の規定により意見交換会の開催を申し込むことができるものは、市内に所在する団体(10人以上で構成される団体に限る。)とする。ただし、次に掲げる団体を除く。
 - (1) 宗教団体
 - (2) その他議長が適当でないと認める団体
- 2 意見交換会の開催を申し込もうとする団体(以下「申込団体」という。) は、重要案件の意見交換会開催申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添 えて議長に提出しなければならない。
 - (1) 出席者名簿
 - (2) その他議長が必要と認める書類
- 3 議長は、前項の申込みがあったときは、前条の規定によりその内容を審査 し、意見交換会の開催を決定したときは、重要案件の意見交換会開催通知書 (様式第2号)により申込団体に通知するものとする。

(出席議員)

- 第5条 意見交換会に出席する議員(以下「出席議員」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 意見交換会案件に係る常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の 委員
 - (2) 議長が議会運営委員会に諮り指定する議員

(報告書の提出及び公表)

第6条 意見交換会において記録者の役割を分担した出席議員は、意見交換会

- の要点を記録した報告書を作成し、意見交換会終了後、速やかに議長に提出しなければならない。
- 2 議長は、前項の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を市議会 広報紙及び市議会ホームページに掲載し、公表するものとする。 (その他)
- 第7条 この告示に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、 議会運営委員会で定める。

附 則

- この告示は、平成24年12月21日から施行する。
 - 附 則(令和3年7月7日議会告示第1号)
- この告示は、令和3年7月7日から施行する。

浜田市議会議長 様

団体の名称 代表者住所 氏名 電話番号

重要案件の意見交換会開催申込書

重要案件の意見交換会の開催について、浜田市議会重要案件の意見交換会 規程第4条第2項の規定により次のとおり申し込みます。

		案件の名称
意	Ē.	(意見交換をしたい具体的な内容があれば記載してください。)
見交換会案件		
希日	望	第1希望
	辛時	第2希望
	нД.	第3希望
参力	加 予	
定力	人数	
会	場	※ 市役所本庁舎 (議会) 以外の場所を希望する場合は記入してください。
備	考	

添付資料

- (1) 出席者名簿
- (2) その他

年 月 日

団体の名称

代表者 様

浜田市議会議長 回

重要案件の意見交換会開催通知書

年 月 日付けで申込みのありました重要案件の意見交換会の開催については、次のとおり決定しましたので、浜田市議会重要案件の意見交換会規程第4条第3項の規定により通知します。

意見交換会案件	‡
開催日時	
会場	<u>=</u>
議会の出席	于
予 定 者	
備	

重要案件の意見交換会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市重要案件の意見交換会規程(以下「規程」という。)に 定めるもののほか、重要案件の意見交換会(以下「意見交換会」という。)の実施 に関し必要な事項について定めるものとする。

(意見交換会の案件)

- 第2条 規程第2条に定める意見交換会の案件は、原則として、委員会等から提出 され議会運営委員会において決定した次の案件とし、議会が開催要請する場合、 市民の申し込みによる開催の場合いずれも1回の意見交換会につき1案件を選択 する。
 - (1) 歴史文化保存展示施設について
 - (2) まちづくり施策について
 - (3) 公共交通再編について
 - (4) 子育て支援について
 - (5) 健康寿命の延伸について
 - (6) 環境問題について
 - (7) 障がい者支援について
 - (8) 漁港エリア活性化について
 - (9) 農林業問題について
 - (10) 商業エリア活性化について
 - (11) 観光について
- 2 第1項の案件については、委員会等の申し出に基づいて議会運営委員会で協議の 上、追加及び削除できるものとする。
- 3 第1項に定める案件以外の案件について意見交換会の開催申込があった場合は、 開催の可否と合わせて議会運営委員会に諮る。
- 4 第1項に定める案件の見直しは、毎年3月に行うものとする。

(開催の決定)

- 第3条 規程第3条に基づく意見交換会の開催の可否は、案件(第2条第3項の場合のみ)及び申込団体について次に掲げる項目等を勘案し、議会運営委員会で協議の上決定する。
 - ① 案件については、「市民との意見交換会を通じて施策に反映させる」という開催の趣旨に合致したものであること
 - ② 申込団体については、公共的団体やNPO、企業、任意団体などで、実際に 活動を行う団体であること

(開催申込等)

- 第4条 規程第4条第1項第2号に規定する団体は、次のとおりとする。
 - (1) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体
 - (2) 活動実態がないと認められる団体
- 2 規程第4条第2項に定める申込書の提出期日は、開催希望日の30日前とする。

- 3 市民の出席者は3名以上20名以下とする(同条第2項第1号の出席者名簿により確認)。議会が開催する場合も同様とする。
- 4 規程第4条第2項第2号に定める書類は、団体の概要及び活動状況が分かる書類とする。

(出席議員)

- 第5条 規程第5条第1項に定める出席議員以外の議員で出席を希望する議員は、 あらかじめ議長に申し出るものとする。
- 2 議長は、前項の申し出を受け、規程第5条第2号の手続きにより出席議員として 指定するものとする。

(記録者等)

第6条 意見交換会の進行係及び規程第6条に定める記録者は、出席議員で協議の 上、開催日までに決定しておくものとする。

(報告書)

第7条 規程第6条に規定する様式は別記様式1とする。

(結果の公開等)

第8条 意見交換会の結果は、ホームページ等で公開するとともに、議員は、その 結果を市の施策や議会での論議に活かすよう努めるものとする。

(その他)

第9条 規程及びこの実施要領に定めない事項については、議会運営委員会で協議 の上決定する。

附則

この要領は、平成24年12月21日から施行する。

附則

この要領は、令和2年9月29日から施行する。

附則

この要領は、令和5年3月17日から施行する。

重要案件の意見交換会 報告書

意見交換会の案件								
意見交換会の相手先 (団体名)								
参 加 人 数								
開催日時		年	月	日	時	~	時	
開催場所								
担当委員会 (出席委員名)								
	(進行係			、記録者)	
要点等								

年 月 日

浜田市議会重要案件の意見交換会規程第6条第1項の規定により提出します。